

## 報告第1号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成27年11月30日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第5号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年11月9日

亀岡市長 桂川孝裕

## 損害賠償額の決定について

市は、道路管理の瑕疵による事故の損害賠償の額を下記のとおり決定する。

平成27年11月9日専決

亀岡市長 桂川孝裕

### 記

- 1 損害賠償の額 8,640円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 47歳男性

### 3 事故の概要

平成27年9月21日午後8時30分頃、市道南つつじヶ丘1号線の歩道を徒歩で北上中、対向者を避けるために体を右側に寄せたところ、市管理の樹木の根上りにつまずき転倒、その際に所持していた携帯電話が落下し、破損した。

## 損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 8,640円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 47歳男性

### 3 事故の概要

平成27年9月21日午後8時30分頃、市道南つつじヶ丘1号線の歩道を徒歩で北上中、対向者を避けるために体を右側に寄せたところ、市管理の樹木の根上りにつまずき転倒、その際に所持していた携帯電話が落下し、破損した。